

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和2(2020)年度補正予算概要	1～3
2 令和3(2021)年度予算概要	4～8
3 函館市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の骨子	9～10
4 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子	11～15
5 函館市印鑑条例の一部を改正する条例の骨子	16～17
6 函館市消費生活センター条例の一部を改正する条例の骨子	18

1 令和2(2020)年度補正予算概要

(1) 一般会計

[歳出]

総務費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
市民生活推進費	△16,794	補助金減 町会会館建設費補助金減 (改築 1館減) 街路灯設置費補助金減 街路灯電灯料補助金減	(地方債) 町会会館建設費 補助事業債 △1,000
亀田支所費	34,900	亀田支所庁舎設備 改修事業費増 34,900 冷房設備整備 1式 34,900	

民生費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
社会福祉総務費	337	補助金等返還金 337	

[繰越明許費]

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	亀田支所庁舎設備改修事業	34,900

(2) 国民健康保険事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
国民健康保険料	△349,628	一般被保険者国民健康保険料減 医療給付費分現年賦課分減 後期高齢者支援金等分現年賦課分減 介護納付金分現年賦課分減	△349,628 △236,164 △75,351 △38,113
国庫支出金	231,920	災害臨時特例補助金増	231,920
道支出金	154,615	保険給付費等交付金増 特別交付金増	154,615 154,615
財産収入	111	国民健康保険事業財政調整基金運用収入増	111
繰入金	△7,610	一般会計繰入金減 保険基盤安定軽減分増 保険基盤安定支援分増 職員給与費等分減	△7,610 4,912 5,129 △17,651
補正額計	29,408		
補正後予算額	28,873,669		

[歳出]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
総務費	△4,799	新型コロナウイルス感染症緊急対策費減 国民健康保険料減免事務所要経費減 国民健康保険料 減免事務システム開発費減	△4,799 △4,659 △140
基金積立金	111	国民健康保険事業財政調整基金積立金増	111
職員費	△12,852	職員給与費減 一般職減 47人(13人) 緊急雇用対策分減 (会計年度任用職員 14人)	△12,852 △4,602 △8,250
予備費	46,948		
補正額	29,408		
補正後予算額	28,873,669		

(3) 後期高齢者医療事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
後期高齢者医療 保 険 料	34,335	現年分増	34,335
繰 入 金	△312	一般会計繰入金減 職員給与費等分減	△312 △312
補 正 額 計	34,023		
補正後予算額	4,478,971		

[歳出]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
総 務 費	△2,561	新型コロナウイルス感染症緊急対策費減 後期高齢者医療保険料 減免事務所要経費減 後期高齢者医療システム改修費減	△2,561 △2,022 △539
後期高齢者医療 広域連合納付金	34,335	後期高齢者医療広域連合納付金増	34,335
職 員 費	2,249	職員給与費増 一般職増 8人 緊急雇用対策分減 (会計年度任用職員 4人)	2,249 2,364 △115
補 正 額 計	34,023		
補正後予算額	4,478,971		

2 令和3(2021)年度予算概要

(1) 一般会計

[歳出]

総務費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
多重債務対策 関係経費	505	多重債務対策関係経費 505	(道) 消費者行政強化 事業補助金 2,777
地域住民組織 活動推進費	209,865	町会活性化推進事業費 3,000 町会交付金 68,355 地域安全安心促進交付金 300 町会長等研修事業費負担金 797 函館市町会連合会補助金 10,000 町会会館建設費補助金 19,696 町会備品設備整備費補助金 5,038 街路灯設置費補助金 38,942 街路灯電灯料補助金 63,737	(地方債) 町会会館建設費 補助事業債 14,700
地域人権啓発 活動活性化 事業経費	550	地域人権啓発活動 活性化事業経費 550	(道) 地域人権啓発活 動活性化事業委 託金 550
消費生活向上等 推進費	19,763	消費生活センター管理委託料 15,544 (債務負担行為分) 消費生活センター 移転関係経費 1,610 消費者行政推進費 2,609	(道) 消費者行政強化 事業補助金 5,748 (その他) 消費生活相談業 務負担金 2,906
男女共同参画 推進費	29,457	男女共同参画推進費 1,350 市民・事業者意識調査 関係経費 1,800 パートナーシップ制度 導入検討経費 1,000 女性センター管理委託料 25,107 (債務負担行為分) 函館市女性会議補助金 200	(その他) 女性センター使 用料 50

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
交通安全対策費	10,251	交通安全対策会議委員報酬 60 市民交通安全推進費 528 梁川交通公園管理委託料 9,663 (債務負担行為分)	(その他) 公園使用料 4,087
亀田支所庁舎設備改修事業費	20,300	亀田支所庁舎設備改修事業費 20,300	
社会保障・ 税番号制度 事務所要経費	136,872	地方公共団体情報システム 機構交付金 92,275 その他諸経費 44,597	(国) 社会保障・税番号 制度個人番号 カード交付事業 費補助金 136,824 (その他) 戸籍手数料 48
戸籍等証明書 自動交付機 導入事業費	14,404	戸籍等証明書自動交付機 導入事業費 14,404	(その他) 雑入 49

債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
消費生活センター管理委託料	令和4(2022)年度から 令和8(2026)年度まで	78,080
女性センター管理委託料	令和4(2022)年度から 令和8(2026)年度まで	137,935
梁川交通公園管理委託料	令和4(2022)年度から 令和8(2026)年度まで	49,115

(2) 国民健康保険事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	
国民健康保険料	4,242,355	一般被保険者分	4,242,245
		現年賦課分	4,105,046
		医療給付費分	2,910,449
		後期高齢者支援金等分	908,577
		介護納付金分	286,020
		滞納繰越分	137,199
		退職被保険者等分	110
		滞納繰越分	110
使用料及び手数料	8	証明等手数料	7
		督促手数料	1
国庫支出金	100	災害臨時特例補助金	100
道支出金	20,650,337	保険給付費等交付金	20,648,464
		普通交付金	20,369,398
		特別交付金	279,066
		健康増進事業費補助金	1,873
財産収入	839	国民健康保険事業財政調整基金運用収入	839
繰入金	2,822,518	一般会計繰入金	2,818,000
		保険基盤安定分	1,825,500
		職員給与費等分	476,399
		出産育児一時金分	37,800
		財政安定化支援事業分	432,199
		その他	46,102
		国民健康保険事業財政調整基金繰入金	4,518
繰越金	1	前年度繰越金	1
諸収入	14,031	延滞金・第三者納付金・返納金等	14,031
合 計	27,730,189		

[歳出]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明
総 務 費	176,622	一般管理費 61,808 賦課徴収費 42,253 特別対策事業費 72,561 保険料適正賦課及び収納率向上 特別対策所要経費 48,342 (国民健康保険料キャッシュレス決済 導入事業費ほか) 医療費適正化特別対策所要経費 24,219
保 険 給 付 費	20,369,405	療養給付費 17,262,609 療養費 132,623 高額療養費 2,855,785 その他保険給付費 118,388 (移送費・出産育児一時金・葬祭費等)
国民健康保険 事業費納付金	6,579,035	医療給付費分 4,815,959 後期高齢者支援金等分 1,343,315 介護納付金分 419,761
共同事業拠出金	4	退職者医療事務費拠出金 4
財政安定化基金 拠 出 金	8	財政安定化基金拠出金 8
保 健 事 業 費	190,661	特定健康診査等事業費 159,753 保健事業費 30,908
基 金 積 立 金	840	国民健康保険事業財政調整基金積立金 840
諸 支 出 金	17,695	保険料等過誤納金払戻金 17,185 還付加算金 510
職 員 費	385,919	職員給与費 385,919
予 備 費	10,000	
合 計	27,730,189	

(3) 後期高齢者医療事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明
後期高齢者医療 保 険 料	3,133,328	現年分 3,121,205 滞納繰越分 12,123
使用料及び手数料	1	督促手数料 1
道 支 出 金	1,190	健康増進事業費補助金 1,190
広域連合支出金	2,369	調整交付金 773 長寿・健康増進事業費補助金 1,580 低栄養防止・重症化予防等事業費補助金 16
繰 入 金	1,239,000	一般会計繰入金 1,239,000 保険基盤安定軽減分 1,034,577 職員給与費等分 204,423
繰 越 金	1	前年度繰越金 1
諸 収 入	102,222	後期高齢者医療広域連合受託事業収入, 保険料還付金, 還付加算金ほか 102,222
合 計	4,478,111	

[歳出]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明
総 務 費	40,332	一般管理費 7,170 徴収費 33,162
保 健 事 業 費	91,994	健康診査事業費 91,994
後期高齢者医療 広域連合納付金	4,260,059	後期高齢者医療広域連合納付金 4,260,059
諸 支 出 金	10,500	保険料還付金 10,000 還付加算金 500
職 員 費	74,226	職員給与費 74,226
予 備 費	1,000	
合 計	4,478,111	

3 函館市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

交通安全対策会議の委員の定数を改め、委員の選出区分に公募による者等を加えることとし、および規定を整備するため

(2) 改正内容

函館市交通安全計画の策定およびその施策の推進について、より効果的かつ効率的な運営を図るため、第3条第5項の委員の選出区分の見直しに伴い、同条第6項の委員の定数を改めるほか、関係規定の整備を行う。

(3) 施行期日

- 1 令和3年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項の規定による函館市交通安全対策会議の委員の委嘱のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

【 函館市交通安全対策会議条例 新旧対照表 】

現 行	改正案
<p align="center"><u>(会長及び委員)</u></p> <p>第3条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。</p> <p>2 会長は、市長をもつて充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 国の関係地方行政機関の職員</p> <p>(2) 北海道の部内の職員</p> <p>(3) 北海道警察の警察官</p> <p><u>(4) 部局内の職員</u></p> <p>(5) 教育長</p> <p>(6) 消防長</p> <p>6 委員の定数は、<u>25人以内とする。</u></p> <p align="right">(新設)</p> <p align="right">(新設)</p>	<p align="center"><u>(会長および委員等)</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 市の職員(次号および第6号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 公募による者</u></p> <p><u>(8) その他市長が必要と認める者</u></p> <p>6 委員の定数は、<u>18人以内とする。</u></p> <p><u>7 委員(第5項第7号および第8号に掲げる者のうちから委嘱された委員に限る。以下この項および次項において同じ。)の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>8 委員は、再任されることができる。</u></p>

4 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い，一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定方法に関する規定を整備し，および保険料の減額に関する基準を改めるため

(2) 改正内容

①低未利用土地等を控除した場合の長期譲渡所得の特別控除（第11条）

低未利用土地の譲渡所得に100万円の特別控除が創設されたことにより，租税特別措置法第35条の2第1項の次に，第35条の3第1項を加える。

②個人所得課税の見直しに伴う軽減判定基準の見直し（第19条）

個人所得課税の見直しにより，給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替を行うことにより，国民健康保険料の負担水準に不利益が生じないように，被保険者に係わる所得等について見直しを行う。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

(4) 適用区分

改正後の第11条第1項，第19条第1項および附則第3条の規定は，令和3年度以後の年度分の保険料について適用し，令和2年度分までの保険料については，なお従前の例による。

【 函館市国民健康保険条例 新旧対照表 】

現 行	改 正 案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項 _____ または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項および第16条第3項において準</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項および第16条第3項において準</p>

用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(保険料の減額)

第19条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条または第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額または事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の算定についても同様とする。以下同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額

用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(保険料の減額)

第19条 (略)

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額または事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の算定についても同様とする。以下同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(次号および第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数および公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条

_____を超えない世帯に係る保険料の納付義務者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額

- (2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額

_____に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第

第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号および第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア (略)

イ (略)

- (2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア (略)

イ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第

314条の2第2項に掲げる金額

_____に52万円に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額

2・3 (略)

附 則

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第3条 当分の間、世帯主またはその世帯に属する被保険者もしくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」と_____する。

314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に52万円

に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア (略)

イ (略)

2・3 (略)

附 則

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第3条 当分の間、世帯主またはその世帯に属する被保険者もしくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

5 函館市印鑑条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

印鑑登録証明書について，市が設置する多機能端末機により交付をすることができることとするため

(2) 改正内容

第14条の2第4項中「本市以外の者が設置する」を削る。

(3) 施行期日

規則で定める日から施行する。

【 函館市印鑑条例 新旧対照表 】

現 行	改 正 案
<p>(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条の2 函館市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年函館市条例第48号)第3条第1項の規定により、前条第1項の規定による申請を行う場合においては、同項の規定にかかわらず、印鑑登録証の添付は、要しないものとする。</p> <p>2 前項の規定による申請は、印鑑登録者が自らこれを行わなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、前条第2項の規定にかかわらず、印鑑登録証に記載されている事項および印鑑登録原票に登録されている事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、規則で定めるところにより、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>4 印鑑登録者が自らの個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を用いて多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機であつて、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)を操作することにより第1項の規定による申請を行つた場合における前項の規定の適用については、同項中「印鑑登録証に記載されている事項および印鑑登録原票に登録されている事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、規則で定めるところにより」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第38条第1項の規定による確認をして」と、「印鑑登録証明書を」とあるのは「当該申請に係る多機能端末機により印鑑登録証明書を」とする。</p>	<p>(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 印鑑登録者が自らの個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を用いて多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された_____端末機であつて、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)を操作することにより第1項の規定による申請を行つた場合における前項の規定の適用については、同項中「印鑑登録証に記載されている事項および印鑑登録原票に登録されている事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、規則で定めるところにより」とあるのは「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第38条第1項の規定による確認をして」と、「印鑑登録証明書を」とあるのは「当該申請に係る多機能端末機により印鑑登録証明書を」とする。</p>

6 函館市消費生活センター条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

消費生活センターの位置を変更するため

(2) 改正内容

「函館市若松町16番8号」を「函館市梁川町10番25号」に改める。

(3) 施行期日

規則で定める日から施行する。

【函館市消費生活センター条例 新旧対照表】

現 行	改 正 案
(設置) 第1条 市民の消費生活の安定および向上を図るため、市に消費生活センターを設置し、その名称および位置を次のとおり定める。 名称 函館市消費生活センター 位置 <u>函館市若松町16番8号</u> 第2条～第7条(略)	(設置) 第1条 市民の消費生活の安定および向上を図るため、市に消費生活センターを設置し、その名称および位置を次のとおり定める。 名称 函館市消費生活センター 位置 <u>函館市梁川町10番25号</u> 第2条～第7条(略)